

いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会設置要綱

(令和元年12月23日区長決定)

(設置目的)

第1条 東京都板橋区文化芸術振興基本条例(平成17年板橋区条例第29号)第3条第2項に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画と多文化共生の推進にかかる基本計画を一つのビジョンとして策定するにあたり、区民や団体、専門家などから意見や助言・知見などを得るため、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 文化芸術及び多文化共生のビジョンに関すること。
- (2) 文化芸術の振興及び多文化共生の推進にかかる施策の方向性に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する13名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術・多文化共生関連団体の代表者
- (3) 区民公募委員
- (4) 区職員

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前条第1項第3号の区民公募委員については、原則として1期限りとする。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(検討会の運営)

第5条 検討会は、会長の招集により開催する。ただし、会長が選出されるまでは、区長が招集する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 検討会は、特定の課題を調査・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 各部会の委員は12名以内をもって構成し、会長が任命する。
- 3 各部会の委員の任期は、各部会の設置期間とし、検討会において定める。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 板橋区文化芸術振興ビジョン策定懇談会設置要綱は、廃止する。